

社会福祉法人 上郡町社会福祉協議会役員等報酬費支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上郡町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の理事及び監事、評議員、専門委員、委員（以下「役員等」という。）の報酬費の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬費)

第2条 役員等が会務のため必要な会議等に出席したときは、次の各号に掲げる報酬費を支給することができる。ただし、町職員及び協議会職員で役員等の職にある者には支給しない。

- (1) 役員等が理事会、部会及び評議員会、委員会に出席したときは、1日（1回）につき2,000円とする。ただし、専門委員については、1時間2,000円、広報委員については、委員会活動を含め、年額24,000円とする。
- (2) 監事が監査に出席したときは、1日（1回）につき5,000円とする。
- (3) 役員等が協議会職員等の旅費に関する規程に基づく旅行をしたとき、又は町及び他の機関等の依頼で会議等に出席したときは、1日（1回）につき2,000円とする。
- (4) 理事長の要請により役員等が協議会の事業推進のため活動したときは、1日（1回）につき2,000円とする。
- (5) 理事長が決裁等日常業務及び監査で出勤したとき、又は町及び他の機関等の依頼で会議等に出席したときは、1日（1回）につき2,000円とする。

(報酬月割計算及び端数計算)

第3条 年度の中途において役員等に異動等が生じたときの活動費は、月割りにより計算し、支給する。

2 月割計算の方法は、15日未満のときはこれを切り捨て、15日以上1ヶ月未満の場合には、1ヶ月に切り上げるものとする。

(報酬費の支給)

第4条 前条第1項第1号から第4号に規定する報酬費は、当該職務の終了後速やかに支給する。

2 前条第1項第5号に規定する報酬費は、1ヶ月分まとめて支給することができる。

(補 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 役職員等の活動費及び地域福祉推進費等支給規程（平成8年9月3日施行）は、廃止する。
- 3 社協役員等の活動費について（平成9年3月28日理事長の定め）は、廃止する。
付 則（平成16年10月18日一部変更）
この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成18年4月1日より施行する。
- 5 付 則（平成26年11月21日一部変更）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 6 付 則（平成29年6月15日一部変更）
この規程は、平成29年4月1日に遡り施行する。
- 7 上郡町社会福祉協議会役員等活動費支給規程（平成27年4月1日施行）は、廃止する。